

介護等体験特例法に基づく「介護等体験」社会福祉施設等受入調整事業実施要綱

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

1 趣旨

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、社会福祉施設や老人保健施設等（以下「社会福祉施設等」という。）での「介護等体験」を行わせる措置を講ずることになったことに伴い、岩手県内の社会福祉施設等での受入れの調整を岩手県社会福祉協議会が行うに当たり、「介護等体験」の円滑な推進を図るものとする。

2 関係法令等

- ① 『『小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律』等の施行について』（厚生省社会・援護局長通知、平成9年12月18日）
- ② 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号、平成9年6月18日）
- ③ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号、平成9年11月26日）
- ④ 「文部省告示第187号」（平成9年11月26日）
- ⑤ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文部省事務次官通達、平成9年11月26日）
- ⑥ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の施行について（依頼）」（文部省教育助成局教職員課長通知、平成9年12月3日）

3 制度の対象者

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

4 「介護等体験」の内容

- (1) 障がい者、高齢者等に対する介護又は介助
- (2) 障がい者、高齢者等との話し相手、散歩の付添等
- (3) 受入施設の職員が行う業務の補助(掃除・洗濯などを含む。)

5 「介護等体験」の実施施設

- (1) 社会福祉施設
保育所等を除く社会福祉施設
- (2) その他の施設(老人保健施設、指定国立療養所等)

6 「介護等体験」の時期及び期間

- (1) 原則として月～金曜日の連続した5日間（祝日を除く。）
- (2) 1日5～6時間程度
- (3) 社会福祉施設等によって変則的な時間により介護等の体験を実施する場合もあること。

7 実施主体

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会（以下「県社協」）

8 岩手県社会福祉協議会の主な業務

(1) 大学等からの「申込書」の受付

「介護等体験」の受付は、大学等からの一括した申込(別紙様式1及び1-2、介護等体験希望者個票)により行う。

(2) 社会福祉施設等からの「介護等体験受入計画書」の受付

管内の社会福祉施設等に「介護等体験受入計画書」(別紙様式2)の提出を依頼する。社会福祉施設等から提出された「介護等体験受入計画書」に基づき、調整作業に備える。

(3) 調整、通知事務

大学等からの申込と社会福祉施設等の「介護等体験受入計画書」を基に調整を行い、結果は大学等(別紙様式3)と受け入れる社会福祉施設等(別紙様式4)に通知する。

(4) 大学等への年間体験状況の報告

年度末に、大学等に対し、「介護等体験終了報告書」(別紙様式5)を送付する。

(5) 基本台帳の作成、保管

大学等からの申込のあった学生については、「介護等体験実施者台帳」(別紙様式6)を作成し、保管する。

9 社会福祉施設等の主な業務

(1) 「介護等体験受入計画書」の作成

社会福祉施設等は、岩手県社会福祉協議会からの依頼により、「介護等体験受入計画書」を作成し、岩手県社会福祉協議会に送付する。

(2) 「介護等体験」の内容

「介護等体験」は、学生の希望や社会福祉施設等の事情に応じ、以下に例示するような無理のない内容とする。

なお、社会福祉施設等の敷地外で社会福祉施設等が主催する行事等についても「介護等の体験」の範囲に含む。

- ① 高齢者、障がい者及び児童に対する介護又は介助
- ② 高齢者、障がい者及び児童の話し相手
- ③ 散歩の付添いなどの交流等の体験
- ④ レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- ⑤ 障がい者等とは直接接しない掃除・洗濯などの業務補助

(3) 「介護等体験」の時間

「介護等体験」の一日当たりの時間は、概ね5～6時間程度とする。

(4) 「介護等体験」の留意事項

「介護等体験」で受け入れることとなった学生に対して、あらかじめ「介護等体験」実施に伴う基本的留意事項等(別添の見本を参考に作成すること)を送付する。

(5) 証明書の発行

「介護等体験」で学生を受け入れた社会福祉施設等の長は、「介護等体験」を終了したことを証明するため、所定の証明書(別紙様式7)に施設長名を記入・捺印した上で、これを発行する。

(6) 「介護等体験」終了者一覧の提出

「介護等体験」が終了した後、当該社会福祉施設等の長は、介護等体験終了者一覧(別紙様式8)を岩手県社会福祉協議会に提出する。

10 教員養成に係る大学等の主な業務

(1) 学生からの「申込書」の受付

大学等は、学内の学生から「介護等の体験」を受けたい旨の希望を聴取し、希望する学生については本人から「申込書」(介護等体験希望者個票)の提出を求めるが、次の事項について配慮する。

① 学生からの希望を取りまとめるに当たっては、5日間連続とし、特定の時期に集中することのないよう、あらかじめ年間を通して調整するものとする。

② 岩手県内の大学の学生にあつては、県内の社会福祉施設等において「介護等体験」を実施することとなるが、県内に帰省先を持つ学生については、帰省先の市町村で実施するようあらかじめ大学等のオリエンテーションにおいて指導する。

(2) 「申込書」の取りまとめ・送付

大学等は、学生から提出のあつた「申込書」を取りまとめ、岩手県社会福祉協議会に一括して送付する。

(3) 学生に対するオリエンテーション等での指導

大学等は、岩手県社会福祉協議会からの調整結果の報告を受け、該当学生に、オリエンテーション等を通じ、「介護等体験」実施のための指導と援助を行う。特に「申込書」に記載された希望のとおりとならない場合があり得るため、あらかじめ学生にはその旨を理解させるよう十分に説明を行う。

(4) 「介護等体験」の依頼

大学等は、岩手県社会福祉協議会の調整結果に基づき、当該施設に介護等体験の実施に伴う学生の受入れの依頼(別紙様式9)を行う。

11 「介護等体験」の費用

(1) 学生の「介護等体験」費用と支払い

社会福祉施設等での「介護等体験」に要する費用はあらかじめ大学等において学生から徴収し、岩手県社会福祉協議会からの請求に基づき、指定する銀行口座に払い込む(別紙様式10)ものとする。

岩手県社会福祉協議会に支払う「介護等体験」の費用は、学生一人当たり調整費 3,500 円及び社会福祉施設等への体験費 1 日 1,000 円に体験日数を乗じた額とする。

(2) 社会福祉施設等への体験費の支払い

社会福祉施設等への体験費の支払いは、社会福祉施設等から「介護等体験」終了の報告があった後、岩手県社会福祉協議会から当該社会福祉施設等が指定する銀行口座に一括して払い込む(別紙様式 11)ものとする。

(3) 昼食等の実費負担

学生が「介護等体験」時に社会福祉施設等から提供される昼食等は学生の実費負担とし、当該社会福祉施設等が直接本人から徴収する。

(4) 介護等体験辞退の場合

- ① 「介護等体験」に要する費用を払い込む前に辞退した場合は、費用を請求しない。
- ② 「介護等体験」に要する費用の払い込み後に辞退した場合は、辞退日数に応じた体験費を返金する。ただし調整費は返金しない。

12 「介護等体験」に伴う事故への対応

(1) 賠償責任保険等への対応

「介護等体験」中の事故等に備え、賠償責任保険等への加入については、派遣する大学等で対応する。

(2) 健康管理等

- ① 大学等は、社会福祉施設等での「介護等体験」の実施に当たっては、利用者等の健康管理のため、当該学生健康診断書(当該年度)のコピーを「介護等体験」の依頼(別紙様式 9)に添付し、施設に提出するものとする。
- ② 社会福祉施設等の利用者のプライバシー保護や感染症への対応については、大学等や社会福祉施設等で実施するオリエンテーション時に十分な指導を行う。

13 その他

- (1) 「介護等体験」の申込後、学生の都合により取り消す場合は「介護等体験辞退届」(別紙様式 12)を、大学を通じて岩手県社会福祉協議会に提出するものとする。
- (2) 介護等体験の期日の変更は、大学を通じて直接社会福祉施設等と調整し、変更結果を岩手県社会福祉協議会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 13 日から施行する。